明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一一八二）　一
○租税特別措置法施行令第二十条の二第九項及び第十項、第三十八条の四第十八項及び第十九項並びに第四十二条の三第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件（同一一八三）　二四
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件（同一一八四）　二五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の容器及び包装を定める告示の一部を改正する件（同一一八五）　二六
○道路に関する件（東北地方整備局一六八、一六九）
○道路に関する件（関東地方整備局四〇九）
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一一三）
○道路に関する件（近畿地方整備局二二一）
○道路に関する件（九州地方整備局二六〇、二六一）

告　示

○国土交通省告示第千百八十二号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

（船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部改正）

第一条　船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号中「天然に存在する放射性物質を含む鉱石等（ウラン鉱石等当該鉱石中の放射性物質の抽出及び加工に供されるものを除く。）であつて、かつ、当該」を削る。

第二条中「（以下「核分裂性核種」という。）」を削り、「含む。）」の下に「並びに核分裂性核種の質量の合計が〇・二五グラム未満のもの」を加え、同条第二号中「当該核種」を「当該物質」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同条に次の四号を加える。

三　一又は二以上の輸送物を運搬するにあたり、ウラン二三五の濃縮度が五パーセント以下であつて、次に掲げる基準に適合するもの。ただし、当該輸送物に含まれる核分裂性核種の質量の合計が四十五グラム以下であるものに限る。

イ　ウラン二三五の質量が三・五グラム以下であること。

ロ　プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計のウラン二三五の質量に対する比率が一〇〇分の一以下であること。

四　一又は二以上の輸送物を運搬するにあたり、個々の輸送物中の核分裂性核種の質量が二グラムを超えないもの。ただし、当該輸送物すべてに含まれる核分裂性核種の質量の合計が十五グラムを超えないものに限る。

五　一又は二以上の輸送物を専用積載として運搬するにあたり、当該輸送物すべてに含まれる核分裂性核種の質量が四十五グラムを超えないもの

六　前各号に掲げるもののほか、運搬中において臨界に達しない輸送物として国土交通大臣が適当と認めるもの

第四条第一号中「放射性物質等」の下に「（六フッ化ウランにあつては、質量が〇・一キログラムを超えないものに限る。）」を加え、第二号ハに次のただし書きを加える。

ただし、当該機器等に表示することが困難なものについては、当該機器等に表示することを要しない。

第十三条中「第八十一条第一号」を「第八十一条第一号イ」に改める。